

マイ・タイムラインを活用した防災教育に係る小学生用教材制作業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県では、令和2年度から、マイ・タイムライン（自らの防災行動計画）の作成促進に取り組んでいる。県内の小学校に対しては、いざという時の早めの避難行動に繋げるため、ひろしまマイ・タイムライン教材等の配布を行うとともに、県の防災出前講座の実施により、児童はマイ・タイムラインを中心とした命を守るための防災知識や行動を学んでいる。

しかし、ひろしまマイ・タイムラインの内容については、小学校の教職員から、「マイ・タイムラインシートの作り方が複雑で分かりづらい」などの意見を頂いている。

また、防災教育の趣旨として、風水害については、児童が災害を「自分ごと」として捉え、いざという時に命を守る適切な行動がとれる力を養うこと、また、地震災害・津波災害については、いざという時に児童が自ら判断して命を守る行動をとる力を養うこと、を設定している。

それに対し、既存の教材は、防災に関する知識は十分習得できるものの、マイ・タイムラインの作成方法の解説に重点をおいているため、上記の趣旨に沿ったものになっているとは言い難い。

このことから、本業務においては、①学校現場の教員にとって簡素で使いやすく、②児童が災害を「自分ごと」として捉え、③いざという時に適切な行動をとる力を養うことができる、教材を目指し、本仕様書に基づき、簡素で教員が使いやすくありながらも、児童が前向きに取り組める要素や、家族でマイ・タイムラインを作成するよう促す工夫などを多数盛り込んだ教材を制作し、県が目指す防災教育の主力教材の1つとすることを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 予算額

15,983千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限【様式1】

令和6年11月21日（木） 午後5時（必着）

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限【様式2】

① 提出期限

令和6年11月29日（金） 午後5時（必着）

② 提出方法

電子メールにより提出すること。

送付先アドレス：kikigensai@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「マイ・タイムラインを活用した防災教育に係る小学生用教材制作業務についての質問」とすること。

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和6年12月2日（月）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問又は回答

の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者についてのみ回答する。
また、質問に対する回答は、公募型プロポーザル参加資格を有する者がした質問にのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県危機管理監みんなで減災推進課（広島県庁北館4階）

② 提案書提出期限

令和6年12月4日（水） 午後5時（必着）

③ 提案書の取り下げ

提案書を取り下げる場合は、取り下げ願い書を提出すること。【様式3】

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

① 実施場所 オンライン会議システム（Zoom）により実施予定

② 実施日時 令和6年12月11日（水）午後1時30分（予定）

③ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者。オンライン会議システム（Zoom）への入室は3名までとする。

④ 時間

提案者当たりの説明時間は20分～25分程度を予定

⑤ 資料

プレゼンテーションにおいて使用する資料は、提出した提案書と動画の電子データのみとする。

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

・ 会社概要及び自治体等の同様の業務に関する実績表【様式4】

② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

④ 申請書等の提出は、持参又は郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(7) 仕様書について

① 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、電子メールにより提出すること。

② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

② 上記の通知を受けた者は、広島県危機管理監みんなで減災推進課に対してその理由説明を求めることができる。

③ この説明を求める場合は、令和6年12月16日（月）までに、その旨を記載した書類を電子メールで提出すること。

④ 上記に対する回答は、令和6年12月17日（火）までに、書面により行う。

- (8) 支払条件
業務完了後の一括払いとする。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 参加者の負担について
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (12) 提出された提案書について
 - ① 提出された提案書は、返却しない。
 - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- 公告の写し
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式 1】
- 仕様書等に対する質問書【様式 2】
- 取り下げ願い書【様式 3】
- 会社概要及び同種又は類似事業の受注実績及び履行実績【様式 4】
- 契約書（案）
- 仕様書
- 評価基準
- 公募型プロポーザル企画提案書作成要領

【問い合わせ先】

広島県危機管理監 みんなで減災推進課 担当 桑原、沖村
電話 082-513-2781（ダイヤルイン）